

高知県福祉事業財団
2020年度事業計画書

I 基本方針

今日、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は、核家族化や少子高齢化の進展等により大きく変化し、その課題も急速に広がり、一層複雑化している。

児童相談所における平成30年度の児童虐待対応件数は約16万件と引き続き大幅な増加傾向にあり、子どもの命が失われる痛ましい報道は後を絶たず、家庭において適切な養育が受けられない子どもへの対応が大きな問題となっている。

平成28年5月の児童福祉法の抜本的改正により、子どもが権利の主体であることが明確に位置付けられるとともに、子どもの家庭的養育優先の原則が規定された。この改正児童福祉法の理念等の具体化に向け、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が示され、2019年度末までに新たな都道府県社会的養育推進計画の策定が義務付けられた。現在、高知県において2020年度からの10年を期間とする社会的養育推進計画がとりまとめられている。

また、地域における多様化する保育ニーズをはじめとする子育てニーズへの対応も課題であり、平成27年度から、質の高い保育・教育の提供を行う「子ども・子育て新制度」を制定し、保育の受け皿拡大を進めるとともに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無料化も始まり、少子化対策を含む多様な子育て支援サービスの充実が図られている。

今後、少子化による更なる子どもの人口減少が見込まれるなか、当法人においても、これまで培ってきた子どもの養育や家庭支援のノウハウをベースに、この大きな転換期を迎える社会的養育、保育を初めとする子育てニーズを的確に把握し対応していける専門的な知識や技術力をもった職員の養成、及びその実現のための環境整備に積極的に取り組んでいく。

児童養護施設においては、子どもの権利を尊重した安全・安心な環境を提供し、子どもの健全な発達や自立を支援することはもとより、県計画の内容を今後精査し、より家庭に近い環境での養育や措置解除後の自立支援、地域と連携し専門性を活かした家庭支援などが可能となるよう高機能化・多機能化の検討を進める。小規模化が遅れている愛童園については、2021年度からの分園型小規模グループケアの開設を目指し園舎近隣にある宿舍の改装工事に着手する。

母子生活支援施設では、DV被害や虐待、精神的疾患や発達障害をもった母子世帯の入所が多く、また、特定妊婦の受入れも始めたことから、これまで以上に関係機関や地域と連携しながら、社会復帰に向けたきめ細やかな支援を行っていく。

保育園では、改築中であった丸の内保育園が本年2月に完成し、平成29年に改築を終了した三里保育園と合わせ、耐震性を備えた安全で快適な新園舎での保育が可能となった。今後も引き続き、一人ひとりを大切にしたい質の高い保育や家庭への支援の実現を目指すとともに、行政の方針にも柔軟に対応できる地域に根差した保育園となるよう取り組む。

これからも、当法人は、「子どもの最善の利益」を念頭に児童福祉の基本理念に沿った運営に努め、各施設の重点目標に役職員一丸となって取り組んでいく。

Ⅱ 各施設

1 児童養護施設 子供の家

【 重点目標 】

- (1) 児童の権利擁護
- (2) 児童の養育・支援
- (3) 家庭支援と自立支援の強化
- (4) 事故防止と危機管理
- (5) 家庭的養育の推進
- (6) 関係機関連携と地域支援
- (7) 職員の資質と施設運営の向上

(1) 児童の権利擁護

- ア 社会的養護が「こどもの最善の利益」を目指すことを理解し、日々の養育・支援で実践する。

(2) 児童の養育・支援

- ア 心理的ケアが必要な児童が過半数に達しており、ケース検討会での学習や情報共有により児童の心理的ケアに施設全体で取り組む。
- イ 学習ボランティアの積極的活用による学習環境の整備を行い、学習支援と志望校への合格を目指す。
- ウ 関係機関、家庭と連携し退園時の支援の充実を図る。

(3) 家庭支援と自立支援の強化

- ア 家庭支援専門相談員を中心として、児童と家庭の関係再構築のために、面会、外出、一時帰宅などを児童相談所とも協力しながら積極的に行う。
- イ 自立支援職員を配置し、児童が退所した後の自立を見据えた総合的な支援に取り組む。

(4) 事故防止と危機管理

- ア マニュアルに基づき事故・感染症の予防に努め発生時など緊急時の対応に備える。
- イ 防災対策マニュアル等に基づく避難、防災訓練を定期的実施するとともに防犯対策に努める。

(5) 家庭的養育の推進

- ア 「社会的養育ビジョン」に基づく、小規模化や地域分散化の取り組みを推進するとともに、子供の家の養育計画の策定に取り組む。

(6) 関係機関連携と地域支援

- ア 地域の関係組織との連携のもと、地域情報の収集と共有に努める。
- イ 学校や児童相談所や関係自治体と連携の機会を設け、具体的な取り組みや事例検討を行う。
- ウ ショートステイの受託により地域の子育てを積極的に支援する。

(7) 職員の資質と施設運営の向上

- ア 階層別の研修計画等を策定し、職員のキャリアアップを推進する。
- イ 第三者評価及び自己評価の結果を受けて、施設としての課題を明確にして改善に取り組む。

★入所児童数

施設名	定員	R 2 年 4 月 1 日現在児童数(自立支援事業による 1 名含む)					
		幼児	小	中	高	他	合計
子供の家	70(52)	9	16	6	11	4	46

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均児童数				
	R 元年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度
子供の家	4 6	4 3	4 6	4 4	4 7

★職 員 数

	園長	児童 指導 員	保育 士	書記	栄養 士	調理 員等	心理 士	看護 師	管理宿 直専門 員	嘱託 医	計
R2. 4. 1 現在	1	12	16(1)	1	1	3(1)	1	1	(0)	(1)	36(3)
H31. 4. 1 現在	1	12	15(1)	2	1	2(2)	1	1	(0)	(1)	35(4)

※ () は非常勤及びパート職員

2 児童養護施設 愛童園

【 重点目標 】

- (1) 児童の権利擁護
- (2) 児童の養育・支援
- (3) 家族支援の強化
- (4) 事故防止と安全対策
- (5) 社会的養育の推進
- (6) 関係機関連携と地域支援
- (7) 職員の資質と施設運営の向上

(1) 児童の権利擁護

- ア 平成 28 年 5 月に成立した改正児童福祉法では、児童を権利の主体として明確に位置づけており、児童の権利擁護に向けた取り組みを推進する。
- イ 社会的養護が「子どもの最善の利益」を目指すことを理解し、日々の養育・支援で実践する。
- ウ 児童らの個別の意見、要望を傾聴するなど、児童の意見表明・参加の確保に取り組む。

(2) 児童の養育・支援

- ア 被虐待経験や障害など様々な課題を抱えた児童の入所が年々増加しており、直接処遇職員会でのケース検討や情報共有により児童の養育・支援に施設全体で取り組む。
- イ 学習ボランティアの活用等による学習環境の整備を行い、学習支援と志望校への合格を目指す。
- ウ 各関係機関との連携を推進し、自立に向けた情報の提供や希望の実現に取り組む。

(3) 家族支援の強化

- ア 児童と家庭の関係構築のために、面会、外出、一時帰宅などを児童相談所とも協議しながら積極的な支援を行う。
- イ 家庭支援専門相談員を窓口として、児童相談所や家族の居住する市町村と連携し、児童と家族との関係を調整することにより親子関係の再構築に取り組む。

(4) 事故防止と安全対策

- ア マニュアルに基づき事故・感染症の予防に努め発生時など緊急時の対応に備える。
- イ 防災対策マニュアル、消防計画等に基づく避難、防災訓練を定期的実施する。
- ウ 日頃より防犯、交通安全の意識を徹底し事故防止に努める。

(5) 社会的養育の推進

- ア 児童福祉法に示された「家庭的養育優先」の原則に基づき、職員一人ひとりが施設養育の今後のあり方について理解を深め専門性の向上を図る。
- イ 令和 2 年 3 月に策定された高知県「社会的養育推進計画」を踏まえた愛童園の小規模化、高機能化のための計画を策定する。また、分園型小規模施設 2 ユニットの 2021 年度からの実施に向け職員宿舍の改装工事に着手する。
- ウ 里親委託を推進するとともに、里親家庭のレスパイトケア、交流や相談業務、実習受入れなどの支援の充実を図る。

(6) 関係機関連携と地域支援

- ア 要保護児童対策地域協議会や地域支援者会議への参加による地域情報の収集や共

有に努める。

- イ 学校教員・SC・SSWや児童相談所等の関係機関と連携の機会を設け、具体的な取り組みや事例検討を行う。

(7) 職員の資質と施設運営の向上

- ア 階層別研修計画等を策定し、職員のキャリアアップを推進する。
- イ 「新しい社会的養育ビジョン」の求めるところにより。施設の多機能化・高機能化に向けた研究を行う。

★入所児童数

施設名	定員	令和2年4月1日現在児童数					
		幼児	小	中	高	他	合計
愛童園	25(25)	4	7	6	4	0	21

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均児童数				
	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
愛童園	21	23	24	26	27

★職員数

	園長	児童指導員	保育士	書記	栄養士	調理員等	心理士	嘱託医	計
R2.4.1 現在	1	4	10	1	1	3(1)	1	(1)	21(2)
H31.4.1 現在	1	5	8	1	1	3(1)	1	(1)	20(2)

※ () は非常勤及びパート職員

3 母子生活支援施設 ちぐさ

3-1 母子生活支援施設 ちぐさ

【 重点目標 】

- (1) 母と子の権利と尊厳の擁護
- (2) 利用者の意向を意識しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援の展開
- (3) ハローワーク等就労支援機関と連携し、経済的自立への道すじをつける。
- (4) 子どもの育ちを保障するために養育・保育に関する支援を行う。
- (5) 母親に対して基本的生活習慣の支援
- (6) DV被害からの回避・回復のため広域利用や一時保護委託の受け入れを行う。
- (7) 地域ニーズに対応するためショートステイ・トワイライトステイを実施する。
- (8) 防災・減災対策の実施
- (9) 職員の資質と施設運営の向上
- (10) 特定妊婦の積極的な受け入れ

(1) 母と子の権利と尊厳の擁護

- ア 安心・安全な居場所の提供に努めます。
- イ 個性を尊重し、自立に向けて歩をともにしています。

(2) 利用者の意向を意識しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援の展開

- ア 毎年度末に自立支援計画申告書の提出を求め、ヒアリングにて次年度の支援計画書を作成、その後適宜評価をしながら支援の充実を目指す。

(3) ハローワーク等就労支援機関と連携し、経済的自立への道すじをつける。

- ア はりまやジョブセンター、ひとり親家庭就業等支援センター、ジョブカフェに同行し早期就労を目指す。

(4) 子どもの育ちを保障するために養育・保育に関する支援を行う。

- ア 通常の預かり保育はもちろんのこと、病児、病後保育の充実化をする。
- イ 母親の体調や意向にあった登降園の送迎の実施。
- ウ 児童の学習支援の推進強化を目指す。

(5) 母親に対して基本的生活習慣の支援

- ア 家事（調理、掃除等）や、子どもの入浴等の介助を行う。
- イ 通院、買い物時に同行等の援助を行う。

(6) DV被害からの回避・回復のため広域利用や一時保護委託の受け入れを行う。

- ア 県外、市外の要支援者の受け入れを推進していく。
- イ 女性相談支援センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所等との連携を強化し、支援制度の狭間を無くす。
- ウ 認定心理士による心理療法の充実や、個別対応職員により生活場面での対応の充実を図る。

(7) 地域ニーズに対応するためショートステイ・トワイライトステイを実施する。

- ア 福祉事務所等と連携して制度の周知を図る。

(8) 防災・減災対策の実施

- ア 火災や大規模災害等を想定し、避難、防災訓練等を定期的にも実施していく。また備蓄品のさらなる充実を図る。

イ 地域の町内会や自主防災会への参加

(9) 職員の資質と施設運営の向上

- ア 各種研修、とりわけ中堅職員等ステップアップ研修への積極的な参加を推進する。
- イ 毎年自己評価の実施や、第三者評価受審等により運営の改善を図る。

(10) 特定妊婦の積極的な受け入れ

- ア 行政機関との連携を密にし、特に支援の必要な妊婦等を受け入れる。

★入所世帯数／入所人員数

施設名	定員	R 2年 4月 1日現在入所者数 (23 世帯)					
		幼児	小	中	高	母親	合計
ちぐさ	27(22) 世帯	11	15	8	2	23	59

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均入所者数				
	R 元年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度
ちぐさ	20 世帯/50 人	15 世帯/38 人	19 世帯/46 人	23 世帯/57 人	24 世帯/64 人

★職 員 数

	施設長	母子 支援員	少年 指導員	保育士	調理 員等	心理士	個別対応職 員(母子支 援員兼務)	嘱託 医	計
R2. 4. 1 現在	1	4	2	1	0	1	1	(1)	10(1)
H31. 4. 1 現在	1	3	2	2	0	1	1	(1)	10(1)

※ () は非常勤職員

3-2 子育て支援センター あい

地域で保護者が安心して子育てができるように、子どもたちが生き生きと健やかに成長していく手助けや保護者が少しでも子育てを楽しめるように支援していく。

【 重点目標 】

- (1) 楽しく遊べる環境設定や親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談・援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 月 1 回以上の子育て、及び子育ての支援の講習等の実施
- (5) 地域子育て支援活動の実施

(1) 楽しく遊べる環境設定や親子の交流の場の提供と交流の促進

- ア 部屋やテラスにて親子で遊んだり、友だちと関わりながら遊具で自由に遊べる

- ように環境を設定し、安全面・衛生面に配慮する。
- イ 絵本の読み聞かせや、リズム遊び、ふれあい遊び、手遊びでみんなと一緒に遊ぶ心地良さを親子で体験してもらう。
 - ウ 職員は親子の気持ちに寄り添い、孤立しないよう仲立ちをする。
 - エ 安心して遊べるように、遊具の安全管理や衛生管理を行う。

(2) 子育て等に関する相談・援助の実施

- ア 2名の保育士が、来所時に個々の思いや相談に対応し、電話での相談にも応じる。
- イ 利用者が互いに助け合い、気軽に相談や情報交換をしあえる仲間づくりができるように支援していく。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

- ア 月一回子育て通信「あい」の発行、こうちプレマnetの活用等で、地域へ情報を発信する。
- イ 地域からの子育て情報があるときは、利用者に提供できるように掲示及び配布を行い、県児童家庭課よりのメールのチェックも行う。

(4) 月1回以上の子育て、及び子育て支援の講習等を実施

- ア 毎月育児講座・誕生会・手作りの日・お花あそび・絵本の日・身体測定等を計画実施し、遠足や運動会・クリスマス会等も開催する。

(5) 地域子育て支援活動の実施

- ア 他の子育てサークルとの交流や、情報の共有や出張支援を行う。
- イ 重点的な支援が必要な場合は、関係機関と連携・協力し家庭訪問を行う。
- ウ 近隣の幼稚園や保育園と情報の交換や情報提供をして交流する。

★職員数

保育士2名（指導主任1名、指導員1名）

4 保育所 丸の内保育園

【 保育目標 】

- (1) 共に育ち学びあう保育
- (2) 健康な子ども、明るい子ども、思いやりのある子ども

【 重点目標 】 子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育に努める

- (1) 子どもの養護・教育
- (2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化
- (3) 安全活動と防災活動
- (4) 職員の資質向上
- (5) 施設運営の向上

(1) 子どもの養護・教育

- ア 一人ひとりを大切にしたい保育を行い、主体性を育てていく。質の高い養護、教育により子どもの育ちを保障する。
- イ 遊びや多様な生活体験の積み重ねにより、豊かな感性・思考力を養い、生きる力の基礎をつくる。
- ウ 乳児から幼児まで発達連続性に配慮し、その後の教育の基礎を培う。
- エ 保幼小の接続、連携を強化する。

(2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化

- ア 乳児保育、特別支援保育、ひとり親世帯の子育て等保護者の多様なニーズに沿った保育サービスの向上と情報の提供をする。
- イ 世代間交流事業、異年齢交流事業、園庭開放等保育所地域活動事業を実施する。
- ウ 職員間の連携を図り子育てに関する相談、家庭環境に対する積極的な支援をする。
- エ 保護者の就労支援の為、早出、居残り、延長保育、土曜午後保育を実施する。

(3) 安全活動と防災活動

- ア 津波避難計画に基づいた避難訓練や防災活動に積極的に参加する。
- イ 防災対策、マニュアル等に基づく実践、不審者対応等、様々な状況、想定をふまえた訓練を実施する。

(4) 職員の資質向上

- ア 職員の体系的・計画的な研修や職員の自己研鑽等を通じキャリアパスにつながる専門性の習得、向上を図る。
- イ 子ども子育て支援制度に関する研究を深め、質の高い保育実践に努める。
- ウ 多様な保育、教育、子育て支援に必要な専門知識、実践の習得に向けた研修を積極的に取り入れる。

(5) 施設運営の向上

- ア 新園舎が完成し、広くてゆったりとした空間ができた。保育室の中でコーナーあそびをするなど、一人ひとりがしたい遊びをじっくりできる環境を作り、子どもの主体性を大切にしたい保育をすすめていく。また、園舎北側の土地を第2園庭とし固定遊具を設置することで、日当たりの良いあそび場ができた。園庭、屋上広場とともにのびのびからだを動かせるよう戸外遊びを充実させていく。

- イ 子育てに関する相談支援体制の構築により、地域の子育て支援体制を充実させ、地域の児童民生委員との連携も図り、保護者支援を強化すべく取り組みの展開を図る。

★入所児童数

施設名	定員	R 2年 4月 1日現在児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
丸の内保育園	120名	9	17	19	17	12	20	94

施設名	各年度平均児童数				
	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
丸の内保育園	105	96	120	122	120

★職員数

	園長	保育士	保健師	調理員	用務員	パート	嘱託医	計
R2. 4. 1 現在	1	16	1	2	1	(7)	(2)	21(9)
H31. 4. 1 現在	1	16	1	2	1	(5)	(2)	21(7)

※ () は非常勤及びパート職員

- ◇ 特別支援担当保育士・・・1名
- ◇ 特別支援加配保育士・・・1名
- ◇ 嘱託医内訳（歯科医1名・内科医1名）

5 保育所 三里保育園

【 保育目標 】

- (1) 健康な子ども
- (2) 考える子ども
- (3) 遊ぶ子ども

【 重点目標 】 子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育に努める。

- (1) 子どもの養護・教育
- (2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化
- (3) 安全活動と防災活動
- (4) 職員の資質向上
- (5) 施設運営の向上

(1) 子どもの養護・教育

- ア 乳児保育、特別支援保育等、保護者の多様なニーズに沿った保育をする。
- イ 一人ひとりを大切にされた保育を行い、質の高い養護、教育により子どもの育ちを保障する。
- ウ 園児の体力づくりの為に体操指導を行う。英語講師による異文化への関心を持たせる。
- エ 保幼小の接続、連携を強化する。
- オ 虫歯予防の為にフッ素洗口と歯ブラシ指導をする。
- カ 感染症予防の為に手洗いうがいを徹底させハセッパ水を噴霧する。

(2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化

- ア サービスの向上と情報の提供をする。
- イ 世代間交流事業、異年齢交流事業、園庭開放等保育所地域活動事業を実施する。
- ウ 職員間の連携を図り、子育てに関する相談、家庭環境に対する積極的な支援をする。
- エ 保護者の就労支援の為に、早出・居残り、土曜午後保育、延長保育を実施する。

(3) 安全対策と防災活動

- ア 地域の小・中学校との合同訓練や自園の津波避難訓練計画に基づいた避難訓練、また、防災活動を実施する。
- イ 防災対策、マニュアル等に基づく実践、不審者対策等様々な想定をふまえた訓練を実施する。

(4) 職員の資質向上

- ア 保育士の資質水準向上の為に、専門知識の習得に向けた研修に参加、また、援助技術の向上に努める。
- イ 子ども子育て支援新制度に関する研究を深め、質の高い保育実践に努める。

(5) 施設運営の向上

- ア 1人ひとりの子育て支援を充実させる為に、時には専門機関と密に連絡を取り職員の知識向上に努める。

★入所児童数

施設名	定員	令和2年4月1日現在児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
三里保育園	90名	6	10	18	16	11	12	73

施設名	各年度平均児童数				
	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
三里保育園	84	84	86	89	103

★職員数

	園長	保育士	看護師	調理員	用務員	パート	嘱託医	計
R2.4.1 現在	1	10	1	1	1	(6)	(2)	14(8)
H31.4.1 現在	1	12	1	2	1	(5)	(2)	17(7)

※ () は非常勤及びパート職員

◇ 嘱託医内訳 (歯科医1名・内科医1名)